

特別職の職員の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第23号

特別職の職員の給料の特例に関する条例

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9月間において、市長の給料については特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号。以下「条例」という。）別表に掲げる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を、副市長及び教育長の給料については同別表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。この場合において、条例第4条及び第4条の2の規定の適用については、条例別表に掲げる額によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。